

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 7 年 2 月 14 日

申請者 氏名又は名称 <sup>フリガナ</sup> 鹿間設備株式会社 <sup>シカマセツビ</sup>  
 〒639-1058  
 住所 大和郡山市矢田町5745番地の3  
 代表者氏名 <sup>フリガナ</sup> 代表取締役 鹿間 <sup>シカマヒロユキ</sup> 弘之  
 電話番号 0743-53-9767  
 FAX番号 0743-53-9768  
 メールアドレス [office@shikama-setsubi.com](mailto:office@shikama-setsubi.com)



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 7 年 2 月 14 日

届出者

氏名又は名称 鹿間設備株式会社

住 所 〒639-1058

大和郡山市矢田町5745-3

代表者氏名 代表取締役 鹿間 弘之



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	シカマセツビ 鹿間設備株式会社		
住 所	〒639-1058 大和郡山市矢田町5745-3		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 シカマ ヒロユキ 鹿間 弘之		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の氏名	代表取締役 鹿間一博	代表取締役 鹿間弘之	令和7年1月23日

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 7 年 2 月 14 日

申請者

氏名又は名称 鹿間設備株式会社

住 所 大和郡山市矢田町5745番地の3

代表者氏名 代表取締役 鹿間 弘之

水道事業者 殿

## 履歴事項全部証明書

奈良県大和郡山市矢田町 5 7 4 5 番地の 3  
鹿間設備株式会社

会社法人等番号	1 5 0 0 - 0 1 - 0 0 5 8 6 9	
商 号	鹿間設備株式会社	
本 店	奈良県大和郡山市矢田町 5 7 4 5 番地の 2	
	奈良県大和郡山市矢田町 5 7 4 5 番地の 3	平成 1 1 年 1 1 月 2 日更正
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和 6 2 年 4 月 8 日	
目 的	1. 水道工事業 2. 管工事業 3. 土木工事業 4. 水道施設工事業 5. 建築工事業 6. 前各号に附帯する一切の業務 平成 1 9 年 3 月 2 日変更 平成 1 9 年 3 月 1 9 日登記	
発行可能株式総数	4 0 0 株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 2 0 0 株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 2 日登記	
資本金の額	金 1 0 0 0 万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければなら ない。 平成 1 8 年 1 1 月 2 0 日変更 平成 1 8 年 1 1 月 2 1 日登記	

奈良県大和郡山市矢田町 5 7 4 5 番地の 3  
鹿間設備株式会社

役員に関する事項	取締役 <u>鹿間 一博</u>	平成 29 年 7 月 21 日就任
		平成 29 年 8 月 10 日登記
		令和 6 年 12 月 29 日死亡
		令和 7 年 1 月 30 日登記
	取締役 鹿間 弘之	平成 29 年 7 月 21 日就任
		平成 29 年 8 月 10 日登記
	取締役 鹿間 みゆき	平成 29 年 7 月 21 日就任
		平成 29 年 8 月 10 日登記
	奈良県生駒市俵口町 1 8 7 9 番地 7 4 ふあみ一 ゆ 1 0 8 代表取締役 <u>鹿間 一博</u>	平成 29 年 7 月 21 日就任
		平成 29 年 8 月 10 日登記
		令和 6 年 12 月 29 日死亡
		令和 7 年 1 月 30 日登記
奈良県大和郡山市新町 7 5 9 番地 3 代表取締役 鹿間 弘之	令和 7 年 1 月 23 日就任	
	令和 7 年 1 月 30 日登記	
支 店	1 奈良県生駒市俵口町 1 8 7 9 番地の 7 4 ふあみ 一ゆ 1 0 8	
	2 大阪市天王寺区東高津町 1 2 - 1 3 アーバンヒ ル上町 1 9 0 4	平成 29 年 2 月 1 8 日移転 平成 29 年 5 月 1 日登記
登記記録に関する 事項	平成 1 7 年法務省令第 1 9 号附則第 3 条第 2 項の規定により 平成 1 7 年 8 月 1 6 日移記	



奈良県大和郡山市矢田町 5 7 4 5 番地の 3  
鹿間設備株式会社

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

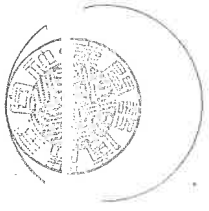
(奈良地方法務局管轄)

令和 7年 2月 5日

奈良地方法務局  
登記官

岡 本 基 治





定 款

(商号) 鹿間設備株式会社



# 定 款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当社は、鹿間設備株式会社と称する。

### (目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 水道工事業
2. 管工事業
3. 土木工事業
4. 水道施設工事業
5. 建築工事業
6. 前各号に附帯する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 奈良県大和郡山市 に置く。

### (公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式の総数)

第5条 当社の発行可能株式の総数は、400株とする。

### (株券の発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行する。

### (株式の譲渡制限)





第7条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(株式等の割当てを受ける権利を与える場合)

第8条 当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日の決定は取締役の決定によって行う。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第9条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他一般継承人が当会社所定の書式による請求書に記名押印し、共同して提出しなければならない。利害関係人の利害を害するおそれがないものとして法務省令に定める事由による場合には、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役はあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

基準日後株主が行使することができる権利が株主総会における議決権である場合において、第1項の株主の権利を害しないときは、当該規準日後に株式を取得した



者の全部又は一部を当該株主総会において権利を行使する株主と定めることができる。

### 第3章 株 主 総 会

#### (招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ招集する。

#### (議長)

第14条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故があるときは、他の取締役がこれに代わる。

#### (決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

### 第4章 取締役及び代表取締役

#### (取締役の員数)

第16条 当社の取締役は1名以上とする。

#### (取締役の選任)

第17条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

#### (取締役の任期)

第18条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

#### (代表取締役)

第19条 当社の取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、取締役



の互選によってこれを定める。

- 2 代表取締役は社長とし、取締役1名の場合は、当該取締役を社長とする。
- 3 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。

(報酬および退職慰労金)

第20条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(営業年度)

第21条 当会社の営業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第22条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。

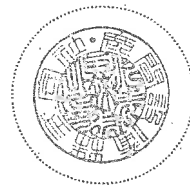
- 2 前項の配当金はその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

以上 当社の現行定款に相違ありません。

令和7年1月23日

鹿間設備株式会社

代表取締役 鹿間 弘之

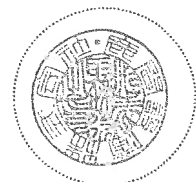


会社実印

この写は原本と相違ないことを証明します。

令和7年2月14日

代表取締役 鹿間 弘之



会社実印